

# 自動記録機ブリコン・システムを使用する際の諸規定

## I. 連合会の責務

### 1. 設置機器

連合会において自動記録機ブリコン・システムを使用する場合、当該団体は以下の機器等を準備しなければならない。

- (1) パーソナルコンピューター（以下PCと略）基本OSは、WindowsXP, WindowsVista, Windows7 の何れかとする。
- (2) PC用プリンター USB接続ケーブル使用機種に限る。
- (3) ブリコン・クラブシステム
- (3) -1クラブマスター クラブコンピューターとクラブアンテナを兼ね備えた親時計
- (3) -2 USBケーブル（PCとクラブマスターの接続用）  
1 USBケーブル（PCとプリンターの接続用） 1
- (3) -3電源トランスフォーマー（12V,1500mA） PSE 認証取得（JET）

### 2. 管理

上記の機器は、連合会の責任者複数の管理責任の下にある。その操作はあらかじめ定めた係員が行い、必ず別に定めた係員の立会いの下で行う。それ以外の者は、操作及び立会いをすることはできない。レース参加鳩登録、持ち寄り（閉函規正）、審査等で上記機器の操作中は、レース参加者は1メートル以上離れ、作業に関与してはならない。操作及び立会いの係員がレース参加者である場合は、本人に関する部分については操作あるいは立会いを他に定める係員と交替し、本人は他の参加者と同様、その操作中1メートル以上離れ、操作に関与してはならない。

### 3. 点検

連合会は、各機器の点検を少なくとも5年に1回は実施し、不良機器に関しては完全に補修しなくてはならない。点検に際しては、機器の正常な動作のみならず、個人的に修理を試みた場合を含め、開函等の不正につながる形跡の有無も確認しなくてはならない。

### 4. 運用ソフト

ブリコン・システムは、1. に定める機器の他、クラブシステムとして本システム専用ソフトウェアを必要とする。

### 5. 所有

前項までの機器及びソフトウェアは、当該連合会の所有とし、レース参加者個人の所有ならびに使用は認めない。

### 6. 申告

クラブマスターには、個々にシリアル番号（メーカー出荷時の製造番号）があるので、当該団体はそれを

明記し、保管しておくと共に、必ずレース実施上部団体（地区競翔連盟等）に申告しておかなければならない。クラブシステムを複数使用する場合も同様である。

### 7. 注意事項

本システムの更新は原則として適時インターネット接続により行う。連合会責任者は、本システムに使用するPCがインターネット接続によりコンピューターウイルスに感染することのないように努めなければならない。

### 8. 確認

連合会責任者は、?の3. により連合会員から届出のあったロフトアンテナの確認作業を行う。会員から提出された写真を現地で照合し、設置位置が規定に合致していることを確認し、取り外しの出来ないように鳩舎の一部に固定封印すること。また、確認後は写真の裏に確認年月日を記入し、署名あるいは押印の上、連合会で定められた方法で保管すること。

## II 連合会員の責務

### 1. 設置機器

自動記録機ブリコン・システムを連合会の会員が使用する場合、以下の機器を常備しなければならない。

- (1) ブリコン記録時計 スピーディ
- (2) スピーディ設置ホルダー
- (3) 電源トランスフォーマー（12V,1500mA）PSE 認証取得（JET）
- (4) ロフトアンテナ（1羽用、2羽用、4羽用、6羽用の4タイプがあり、複数の接続が可能。）
- (5) チップリング（電子リング）またはスティック型ICチップ（リングへ挿入するタイプ）

### 2. 禁止事項

本システム使用者は、如何なる理由があろうとも、上記設置機器に対し、修理、改造等手を加えてはならない。開函は、これを一切禁止する。また異常な温度、湿度、振動等の状況下に置いてはならない。

### 3. 申告

ブリコン記録時計スピーディには個々にシリアル番号（メーカー出荷時の製造番号）がある。本システムを使用する連合会員は、使用前にその使用開始年月日、シリアル番号を所属連合会に申告しておかなければならない。

ロフトアンテナを設置する場合、その形式、台数、各シリアル番号、設置年月日を所属連合会に写真を添えて届出しなければならない。

設置状況、内容を変更する場合、事前にその旨を速やかに届出し、変更後再度責任者の承認を得ること。その間は、レース参加することができない。

ロフトアンテナの設置場所は、通常、帰還鳩が外に出られない範囲で、また帰還鳩を掌握可能な鳩舎内とし、帰還鳩が必ず通過するところとする。また、スピード・トラップを使用している会員はその内側に設置することを義務付けられる。

#### 4. 電子脚環

チップリングあるいはスティック型ICチップは、個々にユニークID番号（通称シリアル番号）が内蔵されている。連合会会員は自己が購入したチップリングのユニークID番号（通称シリアル番号）を連合会に申告しなくてはならない。これは?の1. のレース参加登録でなされる。（ここで言うユニークID番号のことを一般的にシリアル番号と言うが、ICチップのメーカーが出荷時に付与しているシリアル番号と敢えて区別するためにこの表記とした。）

### III レース参加登録

#### 1. 登録

レースシーズン前、自動記録機を使用する会員のいる連合会では、PCとクラブマスターおよび記録機スピーディを接続し、会員のレース参加予定鳩をPCに登録しなくてはならない。連合会は、複数の責任者で参加予定鳩のチップリングが装着されていることを確認の上、脚環番号とチップリングに内蔵されているユニークID番号とを組み合わせる作業を行わなくてはならない。また、参加予定鳩に装着前のチップリングを用いて上記の登録作業を行った場合には、必ずレース参加前の別の機会に、参加予定鳩に正常にチップリングが装着されていることを確認し、チップリングを装着された参加予定鳩の脚環番号とチップリングのユニークID番号（チップリング番号）を照合し、登録の確認作業を行わなければならない。この作業には参加予定鳩の参加者は疎外して行うこと。連合会員は上記のレース参加登録を行った鳩のみを自動記録機スピーディを用いてレースに参加できる。もしレースシーズン中に別の鳩を、本システムを用いてレースに参加することを希望する場合や、すでにレース参加登録を済ませた鳩のチップリングが破損品あるいは不良品であることが判明した場合、連合会に申し出て、あらためてレース参加登録を行った上でレースに参加できる。その手続きは上記に準ずる。

#### 2. リストの作成

登録終了後、連合会の責任者は前もって提出のあった連合会員のレース参加登録鳩リストを確認の上、当該責任者及び会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会が保管し、1部は当該連合会員に交付すること。

#### 3. 鳩所有者情報の明示

チップリングの装着に際しては、装着前は取り外し可能な私製環を付け、装着後はチップリングの上に氏名、電話番号を記入したテープを貼り付ける等の方法で、鳩の所有者が明示される方法をとらなければならない。

### IV 持ち寄り（閉函規正）

#### 1. 規正方法の決定

レース持ち寄りの際に、クラブマスターを使用する場合、連合会の取り決めによりあらかじめ規正を行うこと。クラブマスターの規正は、GPS信号受信規正または時報に合わせた手動規正の二通りの方法から選択する。持ち寄り場所の環境によりGPSの同期（シンクロナイゼーション）の安定度が左右されるため、GPS機器による規正は前もってテストを行い、その結果を見て規正方法は連合会が取り決める。

#### 2. 担当役員

本作業の操作はあらかじめ定められた係員が行い、別に定められた係員が立会いを行う。本システム記録時計を用いてレース参加する連合会員は、本作業中1メートル以上離れ、本作業に関わってはならない。また操作及び立会いの係員がレース参加者である場合は、本人に関する部分についての操作あるいは立会いを他に定める係員と交替し、本人は他のレース参加者と同様、その操作中1メートル以上離れなければならない。

#### 3. 持ち寄り

各レースへの参加登録は、PCとクラブマスターとプリンターを接続し、クラブマスターに各参加者のスピーディを接続してなされる。この接続によりスピーディは自動的に規正される。クラブマスターにスピーディを接続して当該参加者の鳩に装着されたチップリングを順次クラブマスターにあるアンテナにかざして持ち寄りを開始する。その際係員は脚環番号を読み上げ、別の係員がクラブマスターのディスプレイ画面に表示された脚環番号と同一であることを確認する。当該鳩舎の最後の鳩の持ち寄りが終了したら、PCに接続したプリンターで当該鳩舎の参加登録リストを2部印刷し、当該責任者と当該会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会で保管し、もう1部は当該会員に交付することとする。

レース参加鳩の持ち寄り登録に際しては、当該参加者はその作業から疎外されていなくてはならない。

レース持ち寄り登録後、連合会責任者は取り決めにより10羽あるいは15羽単位で籠詰めし、厳重にしてコンテナまで運ぶこと。また、籠からコンテナに捕鳩を移す場合、連合会責任者は必ず籠の中の鳩数が取り決めどおりの羽数であることを確認すること。

### V レース結果審査（開函規正）

#### 1. 規正方法の決定

クラブマスターは1ヶ月にプラス・マイナス数秒の誤差が生じるものと想定し、審査の際に連合会の取り決めにより、あらかじめクラブマスターの規正を行う。クラブマスターは、GPS信号受信あるいはその他の方法で規正されるが、その方法は連合会が取り決める。

## 2. 審査と印刷

審査は、持ち寄りと同様にPCとクラブマスターとプリンターを接続し、クラブマスターに各会員のスピーディを接続することで行われる。連合会の審査責任者は、各参加鳩舎の帰還時間記録リストを2部印刷し、当該審査責任者と、当該参加者が、各々署名または押印して、1部は連合会が保管し、もう1部は参加者本人が保管する。

## 3. 誤差の修正

各参加者所有の記録時計スピーディと正時（クラブマスター時刻）との誤差は、各参加鳩舎の帰還記録時間が印刷されたときに明示されるので、審査担当者は、その誤差を修正の上、成績表を作成する。

## 4. 秒未満

ブリコン・システムによる記録時間は、秒未満を繰り上げて読むこと。

## VI. 特記事項

ブリコン記録時計スピーディは、1台で同時に8レースまで登録および記録できる。従って従来のように同日レースに複数の記録時計を用意する義務から免れられる。